2019年度 自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成事業

〔募集要領〕

2018年11月

公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団

1. 事業目的  
   　使用済自動車のリサイクルは自動車リサイクル法の安定的な運用により高いリサイクル率を維持しております。しかし、ASRはサーマルリサイクルが中心であり、循環型社会におけるマテリアルリサイクルの促進や、ユーザーが負担しているリサイクル料金の軽減が要望されています。  
   　また、CO2排出量削減に有効な駆動源の電動化や車体の軽量化等に伴う新技術、新素材の適用拡大が見込まれるため、これらの適正処理方法を整備する必要があります。

　このような状況を踏まえ、当財団では、自動車リサイクルの安定的な運用を目的とした循環型社会の推進と低炭素社会の実現に資する実証事業等の公募を実施いたします。

1. 2019年度助成対象事業

2019年度助成対象事業は以下（1）～（4）です。各事業の事業例や助成対象内容等を確認したうえで応募して下さい。応募要件を満たしているもののみ、選考委員会による選考審査を行います。

なお、再生材の利用に関して、自動車での利用促進事業を優先的に採択する予定です。

* 1. ASRの低減等※に資する再生材の基礎技術研究・開発事業
  2. ASRの低減等※と自動車への再生材の利用に向けた設備開発事業
  3. ASRの低減等※・自動車3Rの高度化に資するリサイクルシステムの事業性評価事業（注）
  4. NPO法人等が主催する自動車リサイクルに関する周知活動支援事業
     + - ASRの低減等：ASRの低減に加え、次世代のマテリアルリサイクル（イメージ例：CFRP・LiBのマテリアルリサイクル、等）を含めます。

（注）事業性を評価した結果、事業性が見込めると選考委員会にて判断された事業に対して、当財団では事業実施時の設備導入補助を検討しております。

1. ASRの低減等に資する再生材の基礎技術研究・開発事業

〔事業例〕

* + - * + 使用済自動車の樹脂部品の劣化特性研究
        + 使用済自動車からの再生樹脂選別技術基礎研究、等

〔応募要件〕

* + - * + 再生材の用途・利用先（イメージ）が明確に示されており、かつ、再生材が提示いただいた用途・利用先で活用可能と考えられる根拠が明示できること。

1. ASRの低減等と自動車への再生材の利用に向けた設備開発事業

〔事業例〕

* + - * + 使用済自動車及びASRからの自動車への再利用向け樹脂選別装置の開発、等

〔応募要件〕

* + - * + 基本原理が解明され、設計思想が確立した技術であること（確立していることを申請者自らが証明する必要があります）。
        + 化学物質（Deca-BDE等）への対応が盛り込まれていること。
        + 再生材の利用先が事業実施体制に含まれており、かつ、利用先での利用目処（再生材の品質、利用量、利用用途、等）が立っていることが望ましい。

1. ASRの低減等・自動車3Rの高度化に資するリサイクルシステムの事業性評価事業

〔事業例〕

* + - * + 使用済自動車からのガラスの取外し／材料リサイクルシステムの構築に係る事業性評価、等

〔応募要件〕

* + - * + 確立済のリサイクル技術を用いること（技術評価が必要なものは不可）。なお、リサイクル技術が確立済であることを申請者自らが証明する必要があります。
        + 事業化が高い確度で見込まれていること。
        + 再生材の利用先が事業実施体制に含まれており、かつ、利用先での利用目処（再生材の品質、利用量、利用用途、等）が立っていること。
        + 化学物質（Deca-BDE等）への対応が盛り込まれていること。

1. NPO法人等が主催する自動車リサイクルに関する周知活動支援事業

〔事業例〕

* + - * + 自動車リサイクルに関するエンドユーザーへの周知活動、等
      * 狭いエリアを対象とした小規模の活動事業ではなく、幅広く好影響を与えるような活動事業を優先的に採択する予定です。

〔応募要件〕

* + - * + 自動車リサイクル以外の周知活動事業が盛り込まれていないこと（一例：自動車リサイクルと抱きかかえで３R全般の周知活動事業を盛り込んだ提案、等は不可です）。

1. 公募対象者
   1. 2018年11月1日時点において法人格を有し、2年以上の事業（活動）実績を有する法人であり、日本国内に事業所を有すること。なお、上記法人による共同提案も可能とします。共同提案の場合、代表事業者が（1）を満たすものとします。
   2. 上記に加え、代表事業者、共同事業者のすべての法人が以下の要件を満たしていることが公募対象者の要件となります。共同事業者の定義については 4. 共同事業 を参照とします。
      1. 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条、第58条に該当しない者。また、第62条第2号イからヌまでのいずれにも該当しない者。また、過去5年間で使用済自動車の再資源化等に関する法律等による不利益処分を受けていない者。また、当該法規制を違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過した者。
      2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない者。また、過去5年間で廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び公害防止に関する法律等による不利益処分を受けていない者。また、当該法規制を違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過した者。
      3. 応募書類（様式8）に示す「暴力団排除に関する誓約事項」を誓約できる者。
      4. 助成事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制を有する者。
      5. 助成事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有する者。
      6. 今回応募事業に関して同一期間内に他の公的助成を受けていない者、また他の公的助成に応募していない者。
      7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律における自動車メーカー・輸入業者ではない者（金銭を授受しないアドバイザーとしての参画であれば可）。
      8. 実施事業（4）に応募するNPO法人等については、過去に中央省庁より周知活動を主体となって受託した経歴がある者（当該活動は自動車リサイクルに限定しない）。
   3. 助成事業に関し応募要件を満たしていない等、不正行為が認められたときは、「自動車リサイクルの高度化等に資する調査・研究・実証等に係る助成金交付規程」（以下、「交付規程」とする。）第14条に基づき、当該助成の解除を行うとともに、代表事業者に支払済みの助成金を返還していただきます。
2. 共同事業
   1. 代表事業者と共同事業者による共同事業を実施する場合には、事業に参画するすべての事業者が上記3．（2）①、②、③、⑥及び⑦の要件を満たすこととします。
   2. 助成事業に参画するすべての事業者のうちの1事業者を、当助成金の応募等を行い交付の対象者となる代表事業者とします。
   3. 代表事業者は、本公募に関する応募書類の申請者となるほか、審査過程に関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有します。また、採択後は円滑な業務遂行と目標達成のために、共同事業実施者を代表してその業務推進に係るとりまとめを行うとともに、業務の共同事業者との役割分担を含む業務計画の作成等、業務の円滑な実施のための進行管理を行います。助成金は、交付規程に従って代表事業者に一括で支払われます。
   4. 代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、助成事業として採択された後は変更することができません。
   5. 共同事業者は、助成事業の一部を単純に外注するための事業者とは異なり、代表事業者にとってその存在がなければ事業が成立しない位置づけとなる事業者を指します。
   6. なお、共同事業者は、代表事業者と同様に人件費や事業費等の経費に関する証憑が、精算時に必要となります。詳細は交付規程及び採択後に配布される「精算に係る留意点」をご確認下さい。
3. 事業費･助成率･事業実施期間
   1. 事業費
      1. 上記「2.2019年度助成対象事業」（1）（2）（3）  
         総額: 5億円程度（初年度）
      2. 上記「2.2019年度助成対象事業」（4）  
         総額: 3千万円程度（初年度）

なお、消費税及び地方消費税相当額を減額した金額を助成対象とします。（交付規程第4条）

交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税等は助成対象経費から除外して助成金額を算定し、交付申請書を提出して下さい。

* 1. 助成率

助成率は定額とする。

* 1. 事業実施期間

2019年4月～2022年3月（最大3ヵ年）

* + 1. 原則は単年度事業とします。複数年事業として応募する場合、採択の確定は初年度事業のみとなります（次年度以降の助成を保証するものではありません）。
    2. 次年度の事業継続の可否については、年度末に開催予定の選考委員会にて初年度事業の成果を検証し決定します。（交付規程第15条）
    3. なお、設備費を申請する場合、単年度にて設備の導入が完了し、導入年度内に設備を用いた成果をあげることが必要となります（例えば、2019年度は設備の購入・据付のみ、という申請は認められません）。

1. 申請書類

申請書類は応募様式（様式1～9）及び以下の添付書類となります。

* + 1. 直近2決算期の貸借対照表
    2. 直近2決算期の損益計算書（公益法人会計基準を採用している場合は正味財産増減計算書、NPO法人会計基準を採用している場合は活動計算書）

1. 選考方法等
   1. 選考方法
      1. 当財団選考委員による事前審査（書類審査）を行い、事前審査を通過した事業に関しヒアリングを実施します。
      2. 申請書類及びヒアリングの結果を選考委員会で検討し、採択事業を決定します。
      3. 事前審査（書類審査）の採否については事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせについては応じられません。  
         ＜スケジュール（予定）＞  
         ・ 事前審査（書類審査） ：2019年1月～2月  
         ・ 事前審査（書類審査）合否連絡 ：2019年2月下旬  
         ・ ヒアリング及び選考委員会 ：2019年3月中旬
   2. 選考基準　  
      以下の基準に基づき選考を行います。詳細は「応募書類作成にあたっての留意点」をご覧下さい。  
        
      ■実施事業(1)～(3)に応募する事業者
2. 申請者の適格性（実施体制、財務の健全性、直近での法令違反の有無、暴力団等反社会的勢力ではないこと、等）
3. 事業の有効性
4. 事業の実現性・継続性
5. 事業の発展性
6. 事業の効率性

■実施事業（4）に応募するNPO法人等

* + 1. 申請者の適格性（実施体制、財務の健全性、直近での法令違反の有無、暴力団等反社会的勢力ではないこと、等）
    2. 事業の妥当性
    3. 事業の有効性
    4. 事業の発展性
    5. 事業の効率性
  1. 選考結果
     1. 選考結果は3月下旬頃に事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせについては応じられません。
     2. 採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表いたします。

1. 応募方法
   1. 応募方法
      1. 応募様式（様式1～9）に必要事項を記入の上、申請書一式（正本1部･副本7部）、添付資料1部･申請書一式の電子データが格納された電子媒体（DVD-R等）1部を同封し、以下の提出先まで郵送または持参して下さい。
      2. 申請書一式は、様式9「申請書一式チェックリスト」を使用し、抜けがないように提出して下さい。様式9には提出を要する電子媒体のフォーマット（PDF、Wordなど）の指定についても記載していますので、必ず確認して下さい。
      3. 申請書一式は、それぞれの様式を組み上げて1部ずつ完成させて下さい。
      4. なお、申請書類は「信書」に該当しますので、「ゆうパック」を含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」をご利用下さい。また、配達記録が残る必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が90cm以内で、かつ4kg以下）を超過している場合は、複数に分割したうえで郵送するか、「特定信書便」で送付して下さい。
      5. 郵送する場合は、梱包の表に様式2「1.応募事業名称」に掲げる事業名を明記して下さい。
   2. 申請書提出先  
      公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団  
      担当: 大嶋･松島  
      住所: 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 16F

※提出された申請書類は返却いたしません。

* 1. 申請書受付時間（持参の場合）: 平日9時から17時（12時から13時を除く）
  2. 申請書提出期限：2019年1月7日（月）12時（郵送の場合も12時必着です。当日の消印が押されていても無効となりますのでご注意下さい）

1. 設備費に関する留意事項
2. 助成金で取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはなりません。（交付規程第8条十三）
3. 助成事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて、帳簿書類その他の物件の検査のため、現地調査等を実施することがあります。（交付規程第10条2項）
4. 事業実施に際しては、リースによる設備導入を可とします。費用計上の際は、交付規程 別紙1「助成対象経費の内訳等」を踏まえ、正しく行って下さい。
5. その他留意事項
   1. 助成金交付：助成金の交付にあたっては、交付規程に従い手続きを進めていただきます。なお、交付規程の内容には変更が入る可能性があります。
   2. 対象経費：助成の対象となるのは交付決定以降に発生した経費となります。交付決定の前に発生（発注・支払等）した経費は助成対象外となります。また、助成事業終了日までに、支払行為を含む全ての事業を完了させて下さい。事業終了日を超えて発生した経費についても、助成対象外となります。
   3. 業務管理経費：助成事業における総括的な業務管理経費（進捗管理、助成対象経費管理、等）について、原則、共同事業者による経費計上は認めません。また、代表事業者が経費計上する場合、過度と考えられる金額は認めません（一例：進捗管理、会議開催、報告書作成で1千万円等）。
   4. 人件費：人件費の一式計上は認めません。必ず単金×工数にて計上して下さい。

※上記(３)(４)は応募要件となりますのでご注意下さい。

* 1. 経費の支払：本事業は原則、事業終了後に確定検査を実施し、検査にて認められた金額についてお支払いします（精算払い）。ただし、本事業を実施するうえで事前に費用の支払いが必要なケースにおいて、協議に諮り承認された場合は、承認された金額について概算で支払うことも可能です。（交付規程第13条）
  2. 成果報告：採択された場合、成果報告書を作成・提出いただきます。成果報告書の構成については、採択後に別途通知します。また、事業成果を説明いただく場として、中間報告と最終報告の2回の報告会を予定しています。
  3. 成果の公表：成果は詳細な内容開示が求められ、財団において公表させていただきますので、ご了承のうえ応募して下さい。また、助成事業者は本事業に伴う成果について対外的に公表することを認めます。
  4. 知的財産権の帰属：本事業から派生した発明等に係る知的財産権（成果報告書、これに類する著作権を除く。）は、「自動車リサイクルの高度化に資する調査・研究・実証等に係る助成金交付規程」に従い届け出を行った場合、すべて助成事業者に帰属するものとします。

1. 問い合わせ先

公募申請に関する事務局業務は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所に委託しています。ご不明な点などがございましたら、下記問い合わせ先までご連絡願います。

問い合わせ期間：2019年1月7日（月）12：00まで

受付時間：9時30分から12時、13時から17時30分 (土曜・日曜・祝日除く)

|  |
| --- |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所　社会・環境戦略コンサルティングユニット  　（担当：鳥居、松沢、山川、加島）  〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 ＪＡ共済ビル10階  Tel：03（6256）9873　　メールアドレス：[autorecycling@keieiken.co.jp](mailto:autorecycling@keieiken.co.jp) |